（地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

11　地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務（年金調整課にあっては、第七百十条の二の三各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別障害給付金法に基づく事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。

二　特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他関係機関との連絡調整に関すること。

附則中第九項を削り、第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　年金局事業企画課監査室は、第七十三条の二第四項に規定する事務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。附則第十一項において「特別障害給付金法」という。）に基づく事業の実施に関する年金局の所掌事務についての監査に関する事務をつかさどる。この場合において、第六十五条第四項中「企画課」とあるのは、「年金局及び企画課」とする。

別表第六及び別表第七を削る。

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第三十四条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第五号中「地方社会保険事務局長」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改める。

第四十八条第二項第三号、第四十九条、第五十二条第一項第一号ニ及び第五十五条第一項第五号中「地方社会保険事務局長」を「機構」に改める。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第三十五条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十二条」を「第百二十二条の二」に改める。

第十章中第百二十二条の次に次の一条を加える。

（日本年金機構への事務の委託）

第百二十二条の二　法附則第三条第一項に規定する責任準備金に相当する額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付の支給に係る事務（当該徴収及び当該支給に係る決定並びに令第九十四条第一項各号に掲げる事務を除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

2　厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。この場合において、同条第二項中「前項各号に掲げる」とあるのは「確定給付企業年金法施行規則第百二十二条の二第一項に規定する」と、「同項各号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「確定給付企業年金法施行規則第百二十二条の二第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号に掲げる」とあるのは「同条第一項に規定する」と読み替えるものとする。

第百二十七条第一項及び第百二十九条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三十六条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第九条第二号中「国民年金法施行規則第一条」を「国民年金法第十四条」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

附則第二十二条第一項中「（同条第四項において準用する場合を含む。）」及び「同条第七項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第四号中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ四第一項」を削る。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令の一部改正）

第三十七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「社会保険庁長官の指定する当該職員」を「厚生労働大臣」に改め、同条第一項第三号中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ハを削る。

第二条第一項中「申出者の住所地（日本国内に住所がないときは、日本国内における最後の住所地）を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改める。

第四条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第五条　令第十条第一項第二号に規定する厚生労働省で定める権限は、第一条の規定による請求書の受理とする。

（機構への事務の委託）

第六条　令第十一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、第四条第一項及び第二項の規定による通知に係る事務（当該通知を除く。）とする。

（日本郵政公社法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第三十八条　日本郵政公社法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成十五年厚生労働省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「社会保険庁長官又は地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第三十九条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「地方社会保険事務局長」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に改め、同項第二号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改め、同項第四号イ中「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「旧法」という。）」を「国民年金法（以下「旧法」という。）」に改め、同項第六号中「国民年金法施行規則」を「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第二条中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。

第三条第一項中「地方社会保険事務局長」を「機構」に改める。

第四条第一項中「地方社会保険事務局長」を「機構」に、同条第二項第四号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同項第五号中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。

第五条第一項及び第六条中「地方社会保険事務局長」を「機構」に改める。

第七条第一項中「地方社会保険事務局長」を「機構」に、同条第二項第一号中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。

第八条第一項中「地方社会保険事務局長」を「機構」に改め、同条第二項第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九条及び第十条中「地方社会保険事務局長」を「機構」に改める。

第十一条第一項中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に、同条第二項及び第三項中「地方社会保険事務局長」を「機構」に改める。

第十三条から第十五条までの規定中「地方社会保険事務局長」を「機構」に改める。

第十六条中「地方社会保険事務局長」を「厚生労働大臣」に改める。

第十八条中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（第二十一条及び第二十三条において「社会保険事務所長等」という。）」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十一条第一項及び第二十三条中「社会保険庁長官又は社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。